証券コード　3920
平成29年11月30日

株　主　各　位

東京都中央区新川一丁目８番８号
アイビーシー株式会社
代表取締役社長　加　藤　裕　之

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年12月18日（月曜日）午後５時45分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年12月19日（火曜日）午前10時

2. **場　　所**　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル　２階　有明
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. **目的事項**

報告事項　第15期（平成28年10月１日から平成29年９月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項　第１号議案　取締役１名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎　事業報告、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.ibc21.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

1.　会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済政策・金融政策の効果もあり、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が継続する中で、緩やかな回復基調となりましたが、主要国の政策と関連した海外経済の不確実性や中国を始めとする新興国の経済動向等のリスクもあり、先行きは不透明な状況にありました。

情報サービス業界においては、政府が主導する働き方改革や、平成31年に予定されている消費税増税や軽減税率制度への対応、平成32年の東京オリンピック及びパラリンピックの開催といった社会的な要因によるITインフラ投資の加速が見込まれております。ITインフラの運用管理を自動化するソフトウエアへの投資も拡大しており、具体的には、仮想マシンのプロビジョニング自動化、ストレージ／ネットワーク構成管理の自動化、運用プロセスの統合と最適化、障害分析の自動化等に注目が集まっております。

また、グローバル化への対応が、基幹業務システムをクラウド等の新たな環境に移行する契機となっており、中長期的には、オンプレミス（自社運用）とパブリッククラウドとのハイブリッド運用ニーズが高まると見込まれています。

当社は、こうした流れの中で大きな命題となる「ITコストの最適化」及び「IT運用管理の効率化」の実現を支援するため、自社開発のネットワークシステム性能／情報監視ツール「System Answerシリーズ」の販売・サポート、パートナー企業との連携強化を継続し事業を展開して参りました。また、オンプレミスからクラウドへの移行ニーズに対応するSCI（特化型クラウドインテグレーションサービス）や、今後急速な市場拡大が見込まれているブロックチェーン分野における業務提携といった成長分野への進出に向けた取り組みを進めております。

当事業年度において、ライセンスの販売については、引き続きパートナー企業との連携強化による公共・文教分野等の開拓を行いました。また、直接販売を中心に大型案件獲得に向けた活動を継続すると共に、既存顧客についても更新及び追加案件の積極的な積み上げを行いました。サービスの提供については、ライセンス販売の受注数増加等に伴う構築・運用サポート増加、他社製品及びネットワーク構築に関する技術支援の増加に加え、レポーティング（分析）サービスやOffice365遅延問題対策のコンサルティングサービスの受注等もあり、好調に推移

いたしました。その結果、ライセンスの販売については売上高878,610千円（前期比4.6%減）、サービスの提供については売上高184,230千円（前期比52.1%増）となりました。また、その他物販については、公共分野及び小売業における大型案件の受注等により、売上高153,455千円（前期比55.1%増）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,216,295千円（前期比6.6%増）となりました。

一方、人件費及び将来の事業拡大に向けた本社オフィス関連費用の増加等により、当事業年度の販売費及び一般管理費は819,381千円（前期比21.4%増）となりました。その結果、当事業年度の営業利益は186,795千円（前期比36.1%減）となりました。

また、平成28年11月28日付で東京証券取引所第一部に市場変更したことに伴う上場関連費用18,502千円の計上等により、当事業年度の経常利益は169,342千円（前期比49.2%減）、当期純利益は115,105千円（前期比41.0%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は23,935千円で、主として本社事務所に係る造作及び什器購入によるものであります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、中長期的な企業成長により企業価値の最大化を図るうえで、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として考えております。

① 「System Answerシリーズ」のブランディング強化及び認知度向上

当社が独自に開発し、製造・販売する「System Answerシリーズ」のブランディングを強化する為、今後も積極的に展示会への出展やセミナーの開催を行います。また、当社のWEBサイトを充実することで、より多くの顧客に対して認知度を高めて参ります。

② 販売チャネルの拡充

既存パートナー企業との連携を強化するとともに、新規パートナー企業を開拓することで販売チャネルのさらなる拡充を図って参ります。

③ 「System Answer G3」の販売促進

新たな管理手法である情報監視に対応した「System Answerシリーズ」の最新製品「System Answer G3」の販売促進を積極的に展開して参ります。情報監視とは、コンピューター・ネットワークシステム運用時に発生する数々の問題を的確に判断する為の情報や根拠をいち早く把握する為の監視手法です。

情報監視に求められる監視設定の自動化、分析の自動化、監視処理の向上、構造の簡略化等を取り入れた、付加価値の高い最新製品「System Answer G3」の販売促進を通じて持続的な収益の向上を目指して参ります。

④ 顧客満足度の向上に向けたソリューション強化

顧客の課題をワンストップで解決するべく、IBCソリューションとして「System Answer シリーズ」の周辺ソリューションの拡充を進めると共に、高まりを見せる顧客のオンプレミスからクラウドへの移行ニーズに対応した特化型クラウドインテグレーションサービス（SCI）の積極的な展開を図って参ります。また、顧客満足度を高める為、顧客先において日々収集される膨大な性能情報や、要望、課題等を基に、機器性能指標コンテンツ(*)のサービス提供強化、展開を進めて参ります。

(*)機器性能指標コンテンツ

顧客ごとの日々収集される性能情報をクラウドに集約し、統計解析結果を提供するサービス。

⑤ 人材の確保と育成強化

事業の拡大及び成長の為には、より高い専門性を有する人材の確保とともに、既存社員の能力及びスキルの底上げが重要な課題となります。この課題に対処する為に、有能な人材を採用するとともに、新卒社員の採用とその育成を積極的に推進して参ります。

株主の皆様におかれましては、以上のような考え方にご理解をいただき、今後とも格別のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第12期 （平成26年９月期）	第13期 （平成27年９月期）	第14期 （平成28年９月期）	第15期 （当事業年度） （平成29年９月期）
売　上　高（千円）	807,113	977,054	1,141,495	1,216,295
経 常 利 益（千円）	223,351	301,561	333,358	169,342
当期純利益（千円）	133,905	182,705	195,205	115,105
１株当たり当期純利益（円）	36.59	46.04	36.15	20.97
総　資　産（千円）	703,589	1,482,287	1,668,730	1,660,172
純　資　産（千円）	362,942	1,168,098	1,366,704	1,503,040
１株当たり純資産額（円）	99.11	216.41	250.06	271.47

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、平成27年５月28日付で普通株式１株につき500株の株式分割を、平成27年12月１日付で普通株式１株につき４株の株式分割を行っておりますが、表中では、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 主要な事業内容（平成29年９月30日現在）

・ネットワークシステム性能監視ツールの開発・販売・サポート
・ネットワークシステムの性能評価サービス
・ネットワークシステムの設計・構築、コンサルティング
・その他各種機器、ソフトウエアの販売

(7) 主要な営業所（平成29年９月30日現在）

本　　社	東京都中央区新川一丁目８番８号
西日本事業所	大阪府大阪市淀川区西中島六丁目６番17号

(8) 従業員の状況（平成29年９月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
57名	―	35歳10ヵ月	４年１ヵ月

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除きます。）であります。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

（ⅰ）取引にあたって当社の利益を害さないように留意した事項

該当事項はありません。

（ⅱ）当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

該当事項はありません。

（ⅲ）取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況（平成29年９月30日現在）

借入先	借入残高
株式会社商工組合中央金庫	38,900千円
株式会社りそな銀行	6,480千円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式の総数 5,533,600株

(3) 株主数 2,823名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
加藤裕之	2,046,000株	36.97%
プラスフジ株式会社	500,000株	9.03%
岩井靖	110,000株	1.98%
宇高淳郎	77,900株	1.40%
村上彰	65,300株	1.18%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	60,200株	1.08%
髙木弘幸	60,000株	1.08%
松井証券株式会社	51,300株	0.92%
株式会社ＳＢＩ証券	46,100株	0.83%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	41,800株	0.75%

(5) その他株式に関する重要な事項

当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が68,000株増加しております。

3. 新株予約権等の状況（平成29年９月30日現在）

(1) 当事業年度の末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第４回新株予約権
発行決議日	平成27年４月２日
新株予約権の数	46個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式92,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引き換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権１個当たり　600,000円 （１株当たり　300円）
権利行使期間	平成29年４月３日から 平成37年４月２日まで
行使の条件	（注）１
役員の保有状況	（注）２

（注）１．第４回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
① 新株予約権者は、権利行使時において当社、当社の子会社、当社の関連会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準じる地位を有していることを要する。
② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
③ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．第４回新株予約権について、当社役員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	40個	普通株式 80,000株	２名
監査役	６個	普通株式 12,000株	１名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況

当社は、平成29年８月18日付の取締役会（取締役会の決議に替わる書面決議）において、当事業年度の業績予想を上回る営業利益の達成を目指すにあたり、当社役職員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、当社の取締役、監査役及び従業員に対して、業績目標を達成した場合にのみ権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行することを決議いたしました。

	第５回新株予約権
発行決議日	平成29年８月18日
新株予約権の数	2,770個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　277,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額	新株予約権１個当たり　300円 （１株当たり　３円）
新株予約権の行使に際して出資される財産の金額	新株予約権１個当たり95,800円 （１株当たり　958円）
権利行使期間	平成31年１月１日から 平成36年９月18日まで
行使の条件	（注１）
割当先	当社取締役、監査役及び従業員
割当した新株予約権の数、目的となる株式数、並びに割当者数	新株予約権の数　2,770個 目的となる株式数　277,000株 割当者数　59名 （注２）

（注）１．第５回新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。
① 平成30年９月期乃至平成32年９月期のいずれかの事業年度の当社の営業利益が500百万円を超過した場合、新株予約権者は付与された全ての新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合には、この限りではない。
③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は原則として認めない。
④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
⑥ その他の条件は、当社と当該新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

２．第５回新株予約権について、当社取締役、監査役及び従業員の保有状況は、以下のとおりであります。

区分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	366個	普通株式　36,600株	３名
監査役	117個	普通株式　11,700株	１名
従業員	2,287個	普通株式 228,700株	55名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年９月30日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加　藤　裕　之	事業戦略統括部、経営管理部管掌
常務取締役	岩　井　　靖	営業部、営業管理部、SCI Project ソリューション推進部管掌
取　締　役	北　村　　博	企画部、技術本部管掌
取　締　役	髙　木　弘　幸	
常勤監査役	八　代　博　隆	
監　査　役	望　月　明　彦	望月公認会計士事務所代表
監　査　役	大　島　充　史	大島会計事務所代表 東陽監査法人　社員

(注) 1．取締役の髙木弘幸氏は、社外取締役であります。
2．監査役の望月明彦氏及び大島充史氏は、社外監査役であります。
3．監査役の望月明彦氏は、経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．監査役の大島充史氏は、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5．当社は、髙木弘幸氏、望月明彦氏及び大島充史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6．当事業年度中に辞任した取締役は以下のとおりです。

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
吉　田　知　史	平成29年６月30日	取締役　経営管理部管掌

7．当事業年度中において以下の取締役の担当に異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
岩　井　　靖	常務取締役 営業部 営業管理部 SCI Project ソリューション 推進部管掌	常務取締役 営業部 営業管理部 SCI Project 管掌	平成29年４月１日
加　藤　裕　之	代表取締役社長 事業戦略統括部 経営管理部管掌	代表取締役社長 事業戦略統括部 管掌	平成29年７月１日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く）１名及び監査役３名全員との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任について、責任の原因となった職務の遂行につき、善意かつ重大な

過失がないときは、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	４名	85,200千円
監査役 （うち社外監査役）	３名 （２名）	13,740千円 （3,000千円）
合計 （うち社外役員）	７名 （２名）	98,940千円 （3,000千円）

（注）１．取締役及び監査役の報酬額は、平成18年９月26日開催の臨時株主総会において、取締役が年額３億円以内、監査役が年額５千万円以内と決議いただいております。なお、平成27年４月２日開催の臨時株主総会において、当該報酬額とは別枠で、取締役及び監査役に対しストック・オプションとして発行する新株予約権の報酬額を決議いただいております。その額については、取締役につき、第４回新株予約権70個分の公正な評価額、監査役につき、第４回新株予約権７個分の公正な評価額を上限とすることとしております。

２．当事業年度末日現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）、監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。上記の社外役員の員数と相違しているのは、無報酬の社外取締役が１名在任していることによるものであります。また、取締役の報酬等の額には、当事業年度中に辞任した取締役１名に係る報酬等の額を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・監査役望月明彦氏及び監査役大島充史氏の重要な兼職先については、「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

・監査役望月明彦氏及び監査役大島充史氏の上記兼職先と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	髙木弘幸	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	望月明彦	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	大島充史	当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回の全てに出席し、主に公認会計士としての豊富な経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容や前事業年度の実績等を確認及び検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意の決議をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

〔内部統制システムの概要について〕

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程及び関係会社規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めます。

ロ．当社及び当社子会社の各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行います。

ハ．当社の内部監査室は、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を行います。

ニ．当社は、当社及び当社子会社の取締役会・監査役会をはじめ、当社内及び当社子会社内の重要な会議をとおして、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。

ホ．当社は、内部通報規程に基づき、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取組みを強化します。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．当社は、取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め管理本部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行います。

ロ．当社は、取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとします。

ハ．当社は、関係会社規程に基づき、当社子会社の取締役に対し、当社子会

社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社子会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理します。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。

③　当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．当社は、当社及び当社子会社の様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めます。

ロ．当社及び当社子会社のリスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。

ハ．当社及び当社子会社のリスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、当社グループを挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行する等、組織的なリスク管理を行います。

ニ．当社及び当社子会社の各部門は、関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行います。

ホ．当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けます。また、当社子会社の取締役会は各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。

ロ．取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保します。

⑤　当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社及び当社子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行います。

ロ．当社及び当社子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、当社子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行います。

ハ．当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査します。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。

ロ．監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととする等、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。

ハ．監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。

⑦　当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制、その他当社監査役への報告に関する体制、並びに当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととします。

ロ．当社及び当社子会社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とします。

ハ．当社及び当社子会社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とします。

ニ．当社及び当社子会社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。

ホ．当社監査役は、当社及び当社子会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。

ヘ．当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

〔内部統制システムの運用状況の概要について〕

当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会は、社外取締役１名を含む取締役５名（当事業年度中に取締役１名が辞任した後は４名）で構成し、監査役３名も出席した上で取締役会規程及び関連規程に基づき開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

② 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長に報告いたしました。

③ 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。また、月１回の定時監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況及び内部統制システムの整備・運用状況を把握しました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

④ 常勤監査役は、稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、必要な場合は社内の重要会議に出席し、意見を述べました。

〔反社会的勢力排除について〕

① 基本的な考え方

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。また、当社は企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

② 体制の整備

当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、管理本部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、今後の業績の推移や財務状況等を考慮した上で将来の事業展開のための内部留保等を総合的に勘案しながら配当を検討していく方針であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、現在当社は成長過程にあると認識しており、事業上獲得した資金については事業拡大のための新規投資等に充当することを優先し、無配とさせていただきたく存じます。株主の皆様には、何卒ご理解の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

貸借対照表

（平成29年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,431,455**	**流動負債**	**125,581**
現金及び預金	723,006	買掛金	17,690
売掛金	663,684	１年内返済予定の長期借入金	13,880
たな卸資産	4,585	リース債務	608
前払金	4,898	未払金	46,157
前払費用	17,547	未払費用	21,199
繰延税金資産	9,257	未払法人税等	2,873
未収還付法人税等	8,305	未払消費税等	6,605
その他	170	前受金	12,066
固定資産	**228,716**	預り金	4,499
有形固定資産	**46,540**	**固定負債**	**31,550**
建物	37,498	長期借入金	31,500
車両運搬具	0	リース債務	50
工具、器具及び備品	9,042	**負債合計**	**157,131**
無形固定資産	**14,405**	（純資産の部）	
ソフトウエア	14,405	**株主資本**	**1,502,209**
投資その他の資産	**167,770**	**資本金**	**414,730**
関係会社株式	52,297	**資本剰余金**	**381,230**
出資金	10	資本準備金	381,230
長期前払費用	1,763	**利益剰余金**	**706,249**
繰延税金資産	12,427	その他利益剰余金	706,249
会員権	17,825	繰越利益剰余金	706,249
保険積立金	27,453	**新株予約権**	**831**
敷金及び保証金	55,993	**純資産合計**	**1,503,040**
資産合計	**1,660,172**	**負債・純資産合計**	**1,660,172**

損　益　計　算　書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,216,295
売上原価		210,119
売上総利益		1,006,176
販売費及び一般管理費		819,381
営業利益		186,795
営業外収益		
受取手数料	1,465	
その他	287	1,753
営業外費用		
支払利息	483	
株式交付費	138	
上場関連費用	18,502	
その他	81	19,206
経常利益		169,342
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	2,203	2,203
税引前当期純利益		167,139
法人税、住民税及び事業税	48,115	
法人税等調整額	3,918	52,033
当期純利益		115,105

株主資本等変動計算書

（平成28年10月１日から
平成29年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	404,530	371,030	371,030	591,143	591,143	1,366,704
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	10,200	10,200	10,200	―	―	20,400
当期純利益	―	―	―	115,105	115,105	115,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	―
当期変動額合計	10,200	10,200	10,200	115,105	115,105	135,505
当期末残高	414,730	381,230	381,230	706,249	706,249	1,502,209

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	―	1,366,704
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	―	20,400
当期純利益	―	115,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	831	831
当期変動額合計	831	136,336
当期末残高	831	1,503,040

個　別　注　記　表

1.　重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び原材料並びに貯蔵品　　月別総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数については、以下のとおりであります。

建物	10～18年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	４～18年

②　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

市場販売目的のソフトウエア

見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

なお、見込販売可能期間につきましては、３年と見積もっております。

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（５年）による定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法
株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 引当金の計上基準
貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
① 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用に計上しております。
② 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の記載金額は、千円未満を切り捨て表示しております。

（追加情報）
（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　46,208千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権　22,023千円
短期金銭債務　13,869千円

3. 損益計算書に関する注記
関係会社との取引高
営業取引による取引高
売上高　30,392千円

仕入高	12,409千円
販売費及び一般管理費	16,368千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	5,533,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	258,000株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	740千円
未払金	5,912千円
未払費用	2,610千円
減価償却超過額	248千円
一括償却資産	962千円
工具、器具及び備品	249千円
材料評価損	192千円
会員権	2,523千円
関係会社株式	8,251千円
繰延税金資産小計	21,690千円
評価性引当額	—千円
繰延税金資産合計	21,690千円

繰延税金負債

未収還付事業税	6千円
繰延税金負債合計	6千円
繰延税金資産の純額	21,684千円

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借り入れ等による方針であります。

なお、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制を構築しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのすべてが１年以内の支払期日であります。これらの営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り表を作成するなどの方法により実績管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年９月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)２を参照ください。)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	723,006	723,006	―
(2) 売掛金	663,684	664,947	1,262
資産計	1,386,690	1,387,953	1,262
(1) 買掛金	17,690	17,690	―
(2) 未払金	46,157	46,157	―
負債計	63,847	63,847	―

(注)１．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金

これらは主に短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

当社では、１年超の売掛金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 買掛金及び(2) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (平成29年９月30日)
関係会社株式(非上場)(*)	52,297

(*) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注) 3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 (千円)	１年超 ５年以内 (千円)	５年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	723,006	―	―	―
売掛金	463,388	200,295	―	―
合計	1,186,394	200,295	―	―

7. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	16,250千円
持分法を適用した場合の投資の金額	16,282千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	32千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	吉田　知史	(被所有) 直接 0.72%	―	新株予約権の行使	12,000 (注)	―	―

(注) 1．新株予約権の行使につきましては、平成27年４月２日開催の臨時株主総会決議に基づく平成27年４月２日取締役会決議により付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に１株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

2．吉田知史氏は平成29年６月30日付で取締役を辞任しております。本注記は取締役在任期間中の取引を記載しております。

9. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	271円47銭
(2) １株当たり当期純利益金額	20円97銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年11月16日

アイビーシー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西　田　俊　之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　村　英　紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アイビーシー株式会社の平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年10月１日から平成29年９月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
(1) 事業報告等の監査結果
① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年11月17日

アイビーシー株式会社 監査役会

常勤監査役 八代博隆 ㊞

監査役（社外監査役） 望月明彦 ㊞

監査役（社外監査役） 大島充史 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役１名選任の件

当社は経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として取締役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時（平成30年12月開催予定の株主総会終結の時）までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ やまもと　よしゆき 山本　祥之 （昭和30年11月４日生）	昭和53年４月　東京コンピュータサービス㈱入社 昭和60年11月　㈱インテリジェントウェイブ入社 平成７年３月　同社取締役 平成11年９月　同社常務取締役 平成16年７月　同社取締役　専務執行役員 平成17年２月　同社代表取締役　社長執行役員 平成25年６月　㈱ＯＤＮソリューション社外取締役（現任）	1,200株

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．山本祥之氏は、社外取締役候補者であります。
４．山本祥之氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断したため、社外取締役候補者として選任いたしました。
５．山本祥之氏が取締役に選任された場合には、当社は山本祥之氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
６．山本祥之氏が取締役に選任された場合には、当社は山本祥之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

当社は監査体制の強化及び充実を図るため、監査役１名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※ さとう　ひろし 佐藤　宏 （昭和26年９月26日生）	昭和50年４月　住友電気工業㈱入社 平成12年７月　㈱ネットマークス入社 平成13年６月　同社執行役員 平成16年６月　同社取締役執行役員 平成17年４月　同社取締役常務執行役員 平成19年４月　同社取締役副社長 平成22年４月　同社代表取締役社長 平成26年３月　ユニアデックス㈱取締役副社長 平成28年10月　㈱インテリジェントウェイブ 社外監査役（現任）	―株

（注）１．※は新任の監査役候補者であります。
２．監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．佐藤宏氏は、社外監査役候補者であります。
４．佐藤宏氏は、取締役・社長等、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、独立した立場から経営全般の監視と有効な助言を期待できると判断したため、社外監査役候補者として選任いたしました。
５．佐藤宏氏が監査役に選任された場合には、当社は佐藤宏氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
６．佐藤宏氏が監査役に選任された場合には、当社は佐藤宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

○**会　場**　東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目１番１号
ロイヤルパークホテル　２階　有明
電話 03(3667)1111（代表）

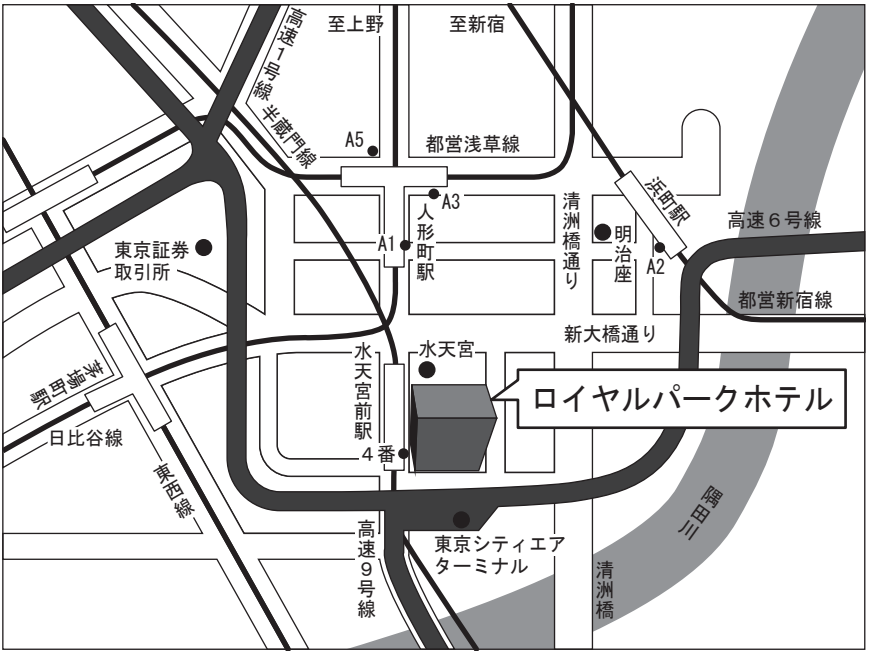

●東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」４番出口とホテルが直結しております。
●東京メトロ日比谷線「人形町駅」Ａ１出口より徒歩約６分
●都営浅草線「人形町駅」Ａ３出口より徒歩約８分